令和５年３月７日

業務説明資料（仕様書）

１　件名

令和５年度 横浜市観光公式サイト「横浜観光情報」の SEO 対策業務委託

２　業務目的

当財団が運営する横浜市観光公式サイト「横浜観光情報」について、平成 29 年度より、ウェブ環境の変化への対応、競合サイトに対抗すべく、SEO 対策（Search Engine Optimization）を開始しました。今後も適切な SEO 対策を行い、サイト評価を向上、蓄積させ、長期的な順位上昇を目指します。また、令和 4 年度中にはウェブサイトのデザインリニューアルが完了する予定であり、これまで実施してきた SEO 対策の効果を継続させるとともに、新たなサイトにおいても効果を最大化することを目指し、これに付随するコンサルタント業務を委託します。

３　委託期間

令和５年４月１日～令和６年３月 31 日まで（12 か月間）

４　当該委託業務の対象ウェブサイト

（１）横浜市観光公式サイト「横浜観光情報」（日本語）

【URL】https://www.welcome.city.yokohama.jp/ および下記下層ページを含む

・クルーズ乗船客向け https://www.welcome.city.yokohama.jp/cruise/

・横濱ウェディング https://www.welcome.city.yokohama.jp/wedding/

・バリアフリー情報 https://www.welcome.city.yokohama.jp/accessibility/

※「多言語サイト」と BtoB 向け「財団サイト」とは別ドメインなので対象外

５　業務概要

（１）サイト分析・調査

ア　サイト・サーバ環境調査

・サイトの状況を内部外部、競合の様々な角度から考察し、対策方針を決定すること

・Google Analytics、Google Search Console の分析（委託決定後にアクセス権限を付与する）

・SEO 調査ツールを用いた調査分析（Semrush、Ahrefs など）

・Google Discover 対策調査を実施すること

イ　被リンク調査（外部調査）

ウ　競合調査

メインキーワードを中心に、TOP10 にランクインしている競合サイトの調査を行い分析すること。強化ポイントを割り出し、効果的に上位表示を目指す。

（２）内部施策の実施

ア　上記サイトの調査・分析に基づき、課題をリストアップし、検索エンジン（Google、Yahoo！）に適切に評価されるサイト構造を構築すること（一部、CMS 部分は提案のみ）。

イ　下記のチェック項目に留意し、サイト構造をチェックすること

・既存、新規ページの HTML、タグ最適化（文字コード、各種タグ、ALT 属性、author 最適化）

・サイト内リンク最適化（内部リンク、パンくずリスト、sitemap.xml、ナビゲーション最適化）

・転送設定（リダイレクト設定、htaccess、404 ページ最適化）
・コンテンツ（ボリューム、キーワード、導線の最適化）
・インデックス促進（XML サイトマップ最適化、robot.txt 最適化）
・構造化マークアップの実装
・カバレッジエラー、レスポンシブエラーの改善

（３）外部施策の実施
ア　上記サイトの沿った内容のサテライトサイト等による被リンクの追加

（４）毎月の定例会の実施
毎月中旬に下記（５）アについて、報告および相談する定例会を実施すること
〔場所〕当財団事務所もしくはオンライン開催
〔時間〕各回 1 時間程度

（５）報告書および提案書の提出（様式は自由）
ア　上記施策の情報をまとめて下記資料を作成し、毎月 10 日までに提出すること
① 月例レポート（対策キーワードの順位レポート、サーチコンソールクリエデータ／サマリー、総括など）
② サイト改善提案、改善指示書（HTML のコード修正方法を明示する）
③ 課題進捗表（上記②の内容を一覧表で管理する）
※令和 5 年 12 月の報告書には、次年度以降の内部・外部施策の提案も含めること。
イ　事業終了後、総括、本事業実施の成果および課題解決の提案について最終報告書を提出すること
【最終報告書の納品先】
公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー
事業部　事業開発課
〒231-0023　横浜市中区山下町 2 番地　産業貿易センタービル 1 階

6　目標

令和 6 年 3 月 31 日までに期待する効果
（１）訪問者数、ページビュー数：令和 4 年度対比　110％
（２）検索キーワード「横浜　観光」の平均掲載順位　1 位（現在 2～3 位）
（３）下記ページの平均掲載順位の向上（検索パフォーマンスの向上）
・「観光スポット」
・「季節の特集ページ」
・「ワーケーションページ」（令和 5 年 3 月末公開予定）
（４）直帰率の改善（サイト内回遊の促進）

7　留意事項

（著作権の譲渡等）
（１） この契約によって創出される著作物（以下「著作物」という。）に関する全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む）は、委託業務の完了をもって当財団に譲渡する。
（２） 受託者は、著作物の全部または一部を複製し、第三者に譲渡または贈与してはならない。ただし、書面により当財団の承諾を得た場合ではこの限りではない。

（著作者人格権の不行使）
受託者は、この契約に基づいて創出される著作物に関し、当財団および当財団が指定するものに対し、著作者人格権は行使しないこととする。
（反社会的勢力の排除について）
契約当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
（１）横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号第２条第２号に規定する暴力団、同条第４号に規定する暴力団員等、同条第５条に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
（２）神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号第 23 条第１項又は第２項に違反している事実があるとき。
２　前項の規定により、この契約が解除された場合には、解除された者は、解除されたことにより生じた損害について、その相手方に対していっさい請求できない。

８　個人情報に対する取り扱い

「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの保有する個人情報の保護に関する規程」第 10 条、第 11 条及び第 13 条により、当該業務委託履行にあたり、当財団の保有する個人情報を取り扱う場合は、その重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとする。

【停止条件】
本事業は、令和５年度予算案が横浜市会及び公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー理事会・評議員会において議決されることを条件とする案件であり、予算の議決がなされない場合は成立しません。

以上

問い合わせ：（公財）横浜観光コンベンション・ビューロー
事業部　事業開発課　西尾、菅野（すがの）
TEL：045-221-2111（代）　FAX:045-221-2100
EMAIL：renkei@ycvb.or.jp